

“信頼に満ちた学校を”

体罰によらない生徒指導のあり方



体罰は児童生徒の人権を侵害し、人間としての尊厳や自尊心を傷つけるものであると同時に、地域や保護者の学校や教師に対する信頼を失わせるものである。教師一人一人がそのことを厳しく自覚し、指導に当たっては、児童生徒の人権や人格を大切にし、いじめや体罰のない、生き生きと楽しく学べる学校づくりに努めることが大事である。

また、学校は多くの児童生徒が学ぶ場であることから、その秩序を維持するために毅然とした態度で指導に当たる等規範意識の高揚を図ることが肝要である。

さらに、地域や保護者との連携をより一層強化し、心から信頼を寄せられる学校づくりに努めることが求められている。

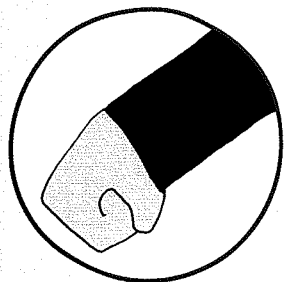
沖縄県教育委員会

協力 沖縄県高等学校生徒指導研究会
沖縄県高等学校カウンセリング研究協議会
地区中学校生徒指導連絡協議会

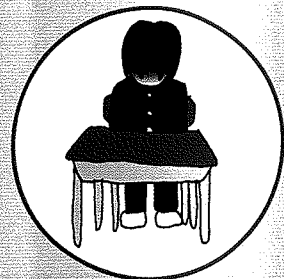
体罰とは

体罰とは、学校教育法（第11条）で禁じられている行為で、教師が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって教育上の目標を達成しようとする行為のことである。

＜体罰及び体罰に類する具体例＞ 法務庁（昭和23年）・法務省人権擁護局（平成8年）



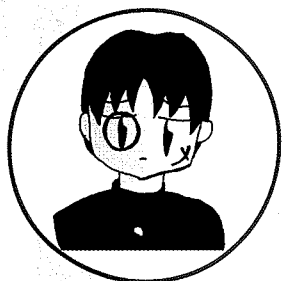
- (1) 殴る、ける。
- (2) 端座、直立などの特定の姿勢を長時間保持させる。
- (3) 用便に行かせない。
- (4) 食事時間を過ぎても長く留め置く。



- (5) こらしめる意味で放課後長時間教室に残留させる。
- (6) 遅刻や怠けたことで清掃当番などを多くする際に、不当な差別待遇や酷使に至る。



- (7) 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。
- (8) 授業中怠けたり、騒いだとの理由で生徒を教室外に出す。



- (9) 盗み等で自白や供述を強制する。
- (10) 髪を切る。
- (11) 顔にマジックで印を付ける。

体罰はなぜいけないか？

- (1) 児童生徒に屈辱感を与え、人間としての尊厳、自尊心を深く傷つける。
- (2) 不登校やいじめ、暴力等望ましくない行動をもたらす要因となる。
- (3) 児童生徒の意欲や集中力を奪う。
- (4) 児童生徒の自ら考える力、自ら成長しようとする機会を失わせる。
- (5) 児童生徒の持つ教師像に歪みを生じさせ、教師全体に対する不信感につながる。
- (6) 保護者、地域の人々に教師や学校への信頼感を失わせる。
- (7) 学校の明るさや和やかさが失われ、学校自体に活気がなくなる。



体罰によらない具体的な生徒指導

児童生徒を、未来を担うかけがえのない存在としていつくしむ心を大切にする。

①個々の児童生徒に関する情報の共有化を図る。

- ・ 教師間の情報交換を密にする。
- ・ 生徒指導部と学年会との意見交換会等の充実を図る。

③人間的な信頼関係の構築を図る。

- ・ 児童生徒を尊重した言葉かけを行う。
- ・ ラポート(信頼関係)の出来ていない児童生徒への注意は慎重に行う。
(粗野な言葉で注意しない)
- ・ 日頃から保護者とのコミュニケーションを密にする。
- ・ 名前を覚え名前と呼ぶ、また敬称(…さん、…君)をつける事も大事である。
- ・ よいところを見つけてほめたり激励する。

⑤適切な指導方法による対応を心がける。

- ・ ほめることはみんなの前で、しかることは人のいないところで行う。
- ・ 複数で話を聞く。
- ・ その場で指導に応じない時はあとで呼んで指導する。
- ・ できるだけ複数の教師で指導にあたる。

※指導方法のチャンネルを複数持つ。

②日頃から児童生徒の理解に努める。

- ・ 日頃のちょっとしたことでの声かけを大事にする。
- ・ 児童生徒の行動の背景を理解する。

④カウンセリングマインドによる指導の充実を図る。

- ・ 注意する際には、相手の心情にも気を配る。
- ・ 児童生徒一人一人に応じた注意の仕方をする。
- ・ 最初の一声に配慮する。
- ・ 日頃何気なく使っていることばをふり返って考えてみる。
- ・ 先入観で決めつけない(レッテルはりをしない)
- ・ じっくり話を聞いてあげる。

⑥感情的に指導しない

- ・ 感情が先にきたと思った時は誰かに変わって注意してもらう。
- ・ 気持ちに余裕をもつ。
- ・ 行為を認めない場合でも無理に追求しない。
- ・ 状況を他の教師に説明し、対応をともに考える。
- ・ 深呼吸をして、一息入れる。

教師の指導上の最初の一声(例)

ことばは、人と人との意思の伝達や感情を交流させる手段としての大事な媒体であるが、時としてうまく伝わらなかつたり誤解を招くことがある。指導上、児童生徒に声を発する「最初の一声」は大事である。

カウンセリングマインドによる対応例

授業中寝ている児童生徒：「A君は疲れているようだね、気分でも悪いのかな」

私語が多い児童生徒：「先生の説明にわかりにくいところがあるようだね」

授業中席を立つ児童生徒：「今日、A君はとてもそわそわしているが何かあったのかなあ」

タバコを吸っている児童生徒：「君たち、タバコの害を知っているかい」「やめた方がいいよ、絶対に」

授業中に校外に出ている生徒：「授業のはずだけど、どうしたのかな」

やる気にさせる言葉(月刊生徒指導：99年6月号)

「ほら、やれば
できるじゃないか。
その調子」

「おっ、
やってるな。
がんばれよ」

「たいした
もんだね。
さすがだな」

「ちょっと
難しいかも
しれないけど
君だったらできそうだ」

「頼りに
しているよ。
頼むよ」



体罰によらない生徒指導を目指して

体罰によらない生徒指導

研修体制の充実

○校内研修を年間計画の中に位置づけ、特に人権や生徒指導等の研修内容の充実を図る。

例：2～3の適当な事例をあげ、グループ討議をする。人権、児童生徒への多様な関わり方、教師の感情、お互いの協力体制について、現在の児童生徒の意識や感情、考え方について、教師の指導を受け入れない雰囲気は日常的に見られないか等。

学年・学級 (ホームルーム) 経営の充実

- ①児童生徒の人権を尊重し、受容的・共感的な姿勢で接する。
- ②児童生徒一人一人の良さをとらえ教育活動のあらゆる場面で生かし伸ばす指導を工夫する。
- ③承認、賞賛、激励を大事にした指導を行う。
- ④児童生徒の学校における教育活動の状況をきめ細かく保護者に伝え、連携を深める。
- ⑤集団生活においては、ルールを守ることが重要であるとの視点を持ち学級経営にあたる。

協力的な指導 体制の確立

- ①体罰を引き起こす土壌がないか、体罰もやむを得ないという考え方を認める体質がないか総点検する。
- ②全職員が生徒指導に関し共通理解を図る。(学年・学期始めや終わり)
- ③生徒指導担当など、一部の教師任せにしない指導の体制づくりを図る。
- ④職員間の信頼関係を構築する。
- ⑤学年会、教科会等での情報交換、指導方法の工夫・改善の充実を図る。

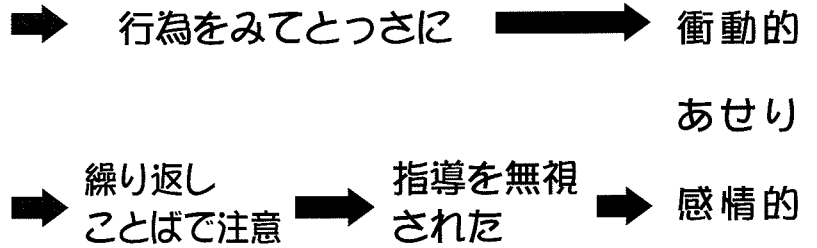
家庭、地域、関係機関・団体との連携

- ①体罰を学校だけの問題としてとらえるのではなく、保護者や地域への啓発を積極的に行い相互の理解、信頼を深め、確かな連携を図る。
- ②定期的に情報交換の機会をつくる。
- ③指導に関する情報や指導方法の支援体制をつくる。

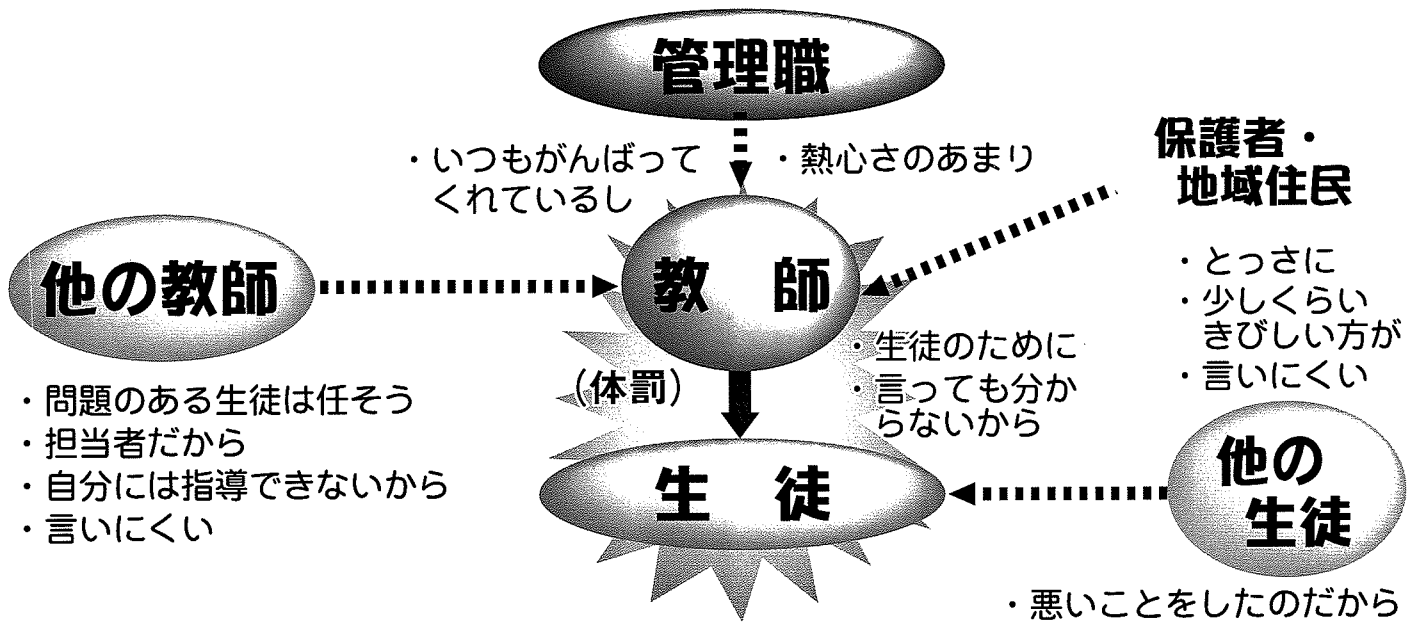
体罰を誘発する状況（具体的誘発要因）

<体罰に至る心理状況>

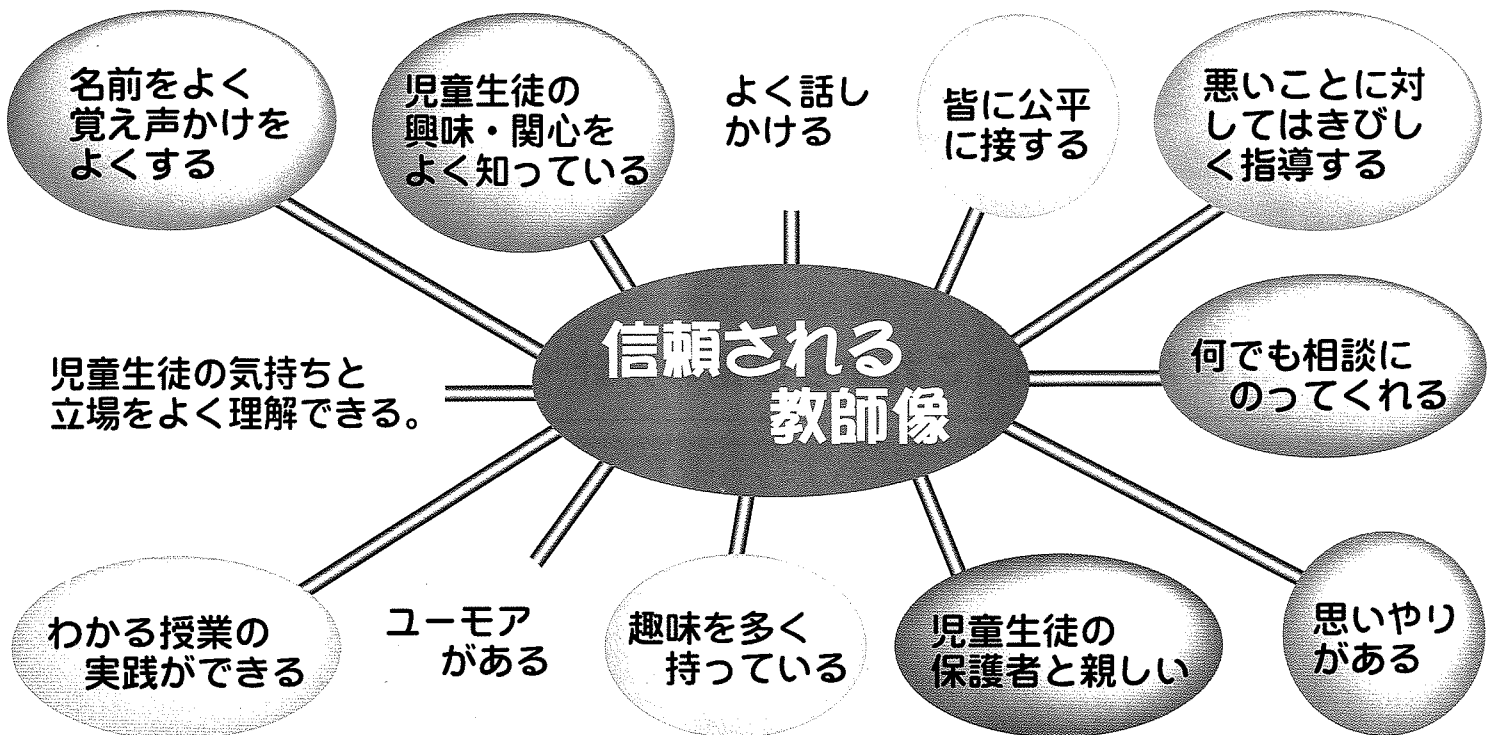
指導を無視する、清掃を逃げる、食べ歩きをする、ポイ捨てをする、指導で呼び出しても応じない、うそをつく、暴言を吐く、わざと教師を怒らせる行為をとる、居眠りに対する注意に応じない、他のクラスの生徒がじゃまをしに来る、授業時間に立ち歩く、部活等の練習をなまける



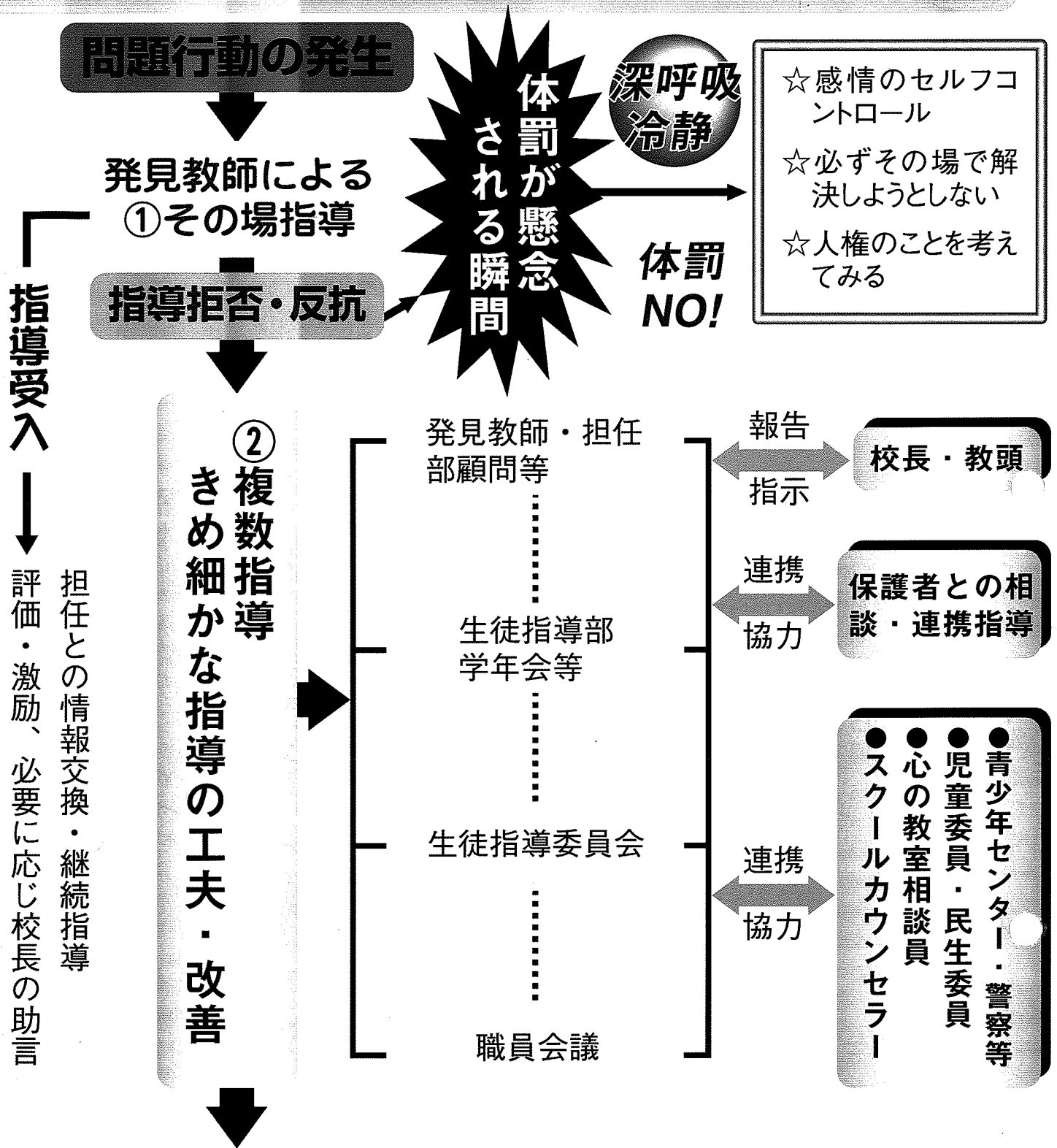
体罰を容認する環境



児童生徒から信頼される教師



人権を尊重した生徒指導の流れ（体罰の瞬間を防ぐ）



③指導の継続

これまでの指導の評価・これからの指導方針・きめ細かな指導の実施

困ったときには

★公立学校共済組合：「教職員健康相談24」

24時間

TEL 0120-24-8349

★県総合精神保健福祉センター：「こころの電話相談」

月・金曜日

TEL 098-888-1450

★県教育庁：「子育てダイヤル」

月～土曜日

TEL 098-869-8753